

高齢者センターの利用について（令和3年10月26日～）

●次に当てはまる方は施設の利用をお控えください。

- ・平熱より高い熱（平熱+1度以上）がある方。
- ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方。
- ・過去2週間以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国に渡航歴がある方。

●施設の利用は次のことを守ってご利用ください。

- ・施設内ではマスクを着用してください。
- ・活動中マスクを外す場合は、フェイスシールドや飛沫防止対策を講じてください。
- ・入館時、退館時などは手洗い・手指消毒を行ってください。
- ・「利用チェックシート」の提出を必ずお願いします。また、利用者が新型コロナウイルス感染症の感染または感染の疑いが発生した場合に市役所や保健所等が使用するため、利用者全員の氏名、連絡先の名簿をご提出ください。（様式は施設に設置してあります。）
- ・密集しないように利用者間の距離は最低1m以上確保してください。
- ・身体の接触や呼吸が激しくなるような過度の運動活動は控えてください。
- ・大声での発声、近距離での会話は控えてください。
- ・対面での活動はなるべく避け、どうしても避けられない場合はアクリル板の設置などの飛沫防止対策を行ってください。
- ・定期的（30分に1回10分程度）に換気を実施してください。
- ・調理室は利用可能ですが、会食はできません。
- ・利用後は使用したテーブルやイス、ドアノブなどの消毒を実施してください。
- ・ごみはビニール袋に密閉してお持ち帰りください。
- ・利用時間が過ぎたら、速やかに退館してください。
- ・利用される場合はできるだけ「いばらきアマビエちゃん」（茨城県感染者発生お知らせシステム）の登録をお願いします。（案内書類は施設入り口の壁に設置してあります。）
- ・施設利用中や利用後2週間以内に利用者の中に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が発生した場合、団体の代表者の方はすぐに生涯学習課までご連絡ください。
- ・利用基準が変更になる場合は、事前に市のホームページや施設入り口付近にてお知らせしますので、利用前にご確認ください。

※『「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）』

『公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
（公益社団法人全国公民館連合会/令和3年10月19日改訂版）』
を参考に作成しています。

